

社会福祉法人あすなろ福祉会



「責任者の育休取得が、全体の取得に繋がる。」

法人本部管理者
杉原 直義さん

Q1 働き方改革に取り組んだ背景を教えてください。

当法人は平成7年に設立。「リサイクルせっけんセンター」という社会就労センターと、県内で初めて精神障害者地域支援センターとして認可された「ぱる・おかやま」の2事業でスタートしました。それが徐々に細分化されて、現在では10事業程度に拡大しています。一方で職員の結婚・出産による退職があり、補充も難しい状況です。事業数と責任者の数のバランスが悪く、一人あたりの責任が大きくなっています。働きやすい職場づくりに取り組んだきっかけは、こうした状況が背景にあったこと、理事長である私の妻が出産し、子育てをする立場になったことがあります。

本人と私の両方が仕事をしていると互いに子育てに関われません。妻は責任ある立場の自分自身が変わらないといけないと判断。社労士に相談し、助成金を活用することで、育児休業を取得できる規定を作りました。

Q2 働き方に関する具体的な取り組みと成果を教えてください。

設立10年くらいで最高責任者の理事長が産休・育休を取得しました。それに続いて管理者の上司が取得するようになり、取得が当たり前になりました。速應することも抵抗感もなく、職場復帰がしにくいこともありませんが。申告制で休める時に休むことも実施。保育園に子どもを迎えに行くなら16時までの勤務でいいとか、

悪阻がひどければ無理せず休めばいいとか、女性同士の自然な流れでカバーし合う状況が生まれています。職場環境に関する定期的なヒアリングを行っているほか、出産準備品リストや育休申請に必要な書類などを用意しています。さらに社労士が復帰に際しての職場状況の報告資料を作成しています。

Q3 男性育児休業の取得の事例をご紹介します。

男性の育児休業取得者は管理者で、平成27年7月に奥さまが出産。新人の職員が産休・育休に入った時で、ご主人が多忙でした。そのため残業が多いとか家事をしてくれないなど、育児中の奥さまのご主人に対する不満が募り、こちらの就労体制に不信感を持たれたようでした。そのことから、ご主人に休んで家事や育児をすれば奥さまも助かるからと育児休業を勧めました。



期間は平成27年9月14日から20日までの1週間で、希望に合わせて連休を含めた時期にしました。女性職員が多い職場なので、男性の育児休業については理解がありました。育児休業後、ご主人は助かりましたと感謝していましたが、奥さまは1週間の休業では育児に参加したことにはならないと厳しい評価だったようです。

Q4 男性育児休業の課題と今後の取り組みについて教えてください。

男性の育児休業の課題は、どのくらいの期間を取得し、その間何をするのかだと思います。現実的に1年とかの長期休業は難しく、職場と家庭の状況に応じてケースバイケースで対応することになると思います。男性職員が育児に参加してもらうことは一向にかまわないので、声を上げてほしいですね。そういう点では一人でも実績があれば後に続きやすいと思っています。



社会福祉法人あすなろ福祉会

〒703-8256 岡山県岡山市中区浜475-5
TEL 086-273-9692 FAX 086-273-9692
E-MAIL asunaro_fuku@mx32.tiki.ne.jp
<http://asunarofuku.jp/>

